

○ 子育て・教育環境の充実

(2) 児童虐待防止対策の充実、ヤングケアラー支援の推進

(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)

【本市の提案・要望】

- 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と必要な財政措置
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の拡充
- ヤングケアラー支援の安定的かつ継続的な推進に向けた取組の法制化と支援策、財政措置の充実

【現状・課題】

- 児童虐待相談受付件数が高い水準で推移するなか、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし児童虐待防止対策を推進するためには、こども相談センター（児童相談所）とともに、市民に身近な区役所の機能強化や被虐待児の受け皿である児童養護施設等の養育環境の充実を図る必要があるため、さらなる制度の創設・改正や安定的かつ継続的な財政措置が不可欠である。
- ヤングケアラーは、国や本市の実態調査において、こどもたちに一定割合で存在し、なかにはケアを担うことで、友達と遊べなかったり、勉強する時間が取れなかったりするなど様々な弊害が生じ、こどもらしく過ごせていないヤングケアラーが存在することが明らかとなり、支援に向けた取組が必要である。

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応のための体制強化と必要な財政措置)

- 区役所における相談支援体制・専門性の強化及び児童相談所との連携強化のために、児童相談所に配置する区役所支援のための児童福祉司を、指定都市で1人ではなく、複数ある児童相談所ごとに配置できるよう制度改正し、財政措置を拡充すること。
- 家庭支援事業は、福祉サービスの利用に消極的な家庭を支援するため、利用者負担を求めずに提供することが不可欠であり、少なくとも要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭については、国制度においても利用者負担の撤廃が必要である。

(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の拡充)

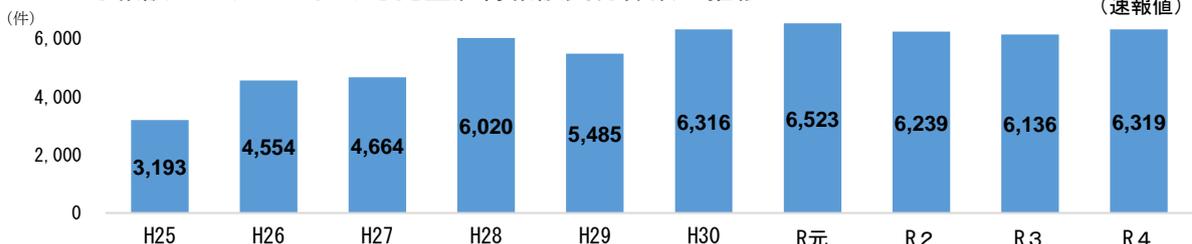
- 家庭的な養育環境の実現に必要な施設の小規模かつ地域分散化等を推進するためには、建替えのための整備補助金の補助基準額の引上げ等が必要である。
- 施設の小規模かつ地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設や乳児院における職員の人材不足の深刻化が見込まれる中、職員の給与改善が一定図られたものの不十分であるため、さらなる措置費の引上げとともに保育所への保育士宿舎借り上げ支援事業等のような人材確保支援策、離職防止策の制度創設が必要である。

(ヤングケアラー支援の安定的かつ継続的な推進に向けた取組の法制化と支援策、財政措置の充実)

- ヤングケアラーの課題解消を図るには、学校、福祉、医療、地域など周囲の大人が意識改革を行うとともに、ヤングケアラーの視点に立った支援制度が必要となるが、それらは必ずしも短期間で解決できるものではないため、中長期にわたって安定的かつ継続的な支援が進められるよう、ヤングケアラー支援の取組に関する法制化と支援策、財政措置のさらなる充実が必要である。

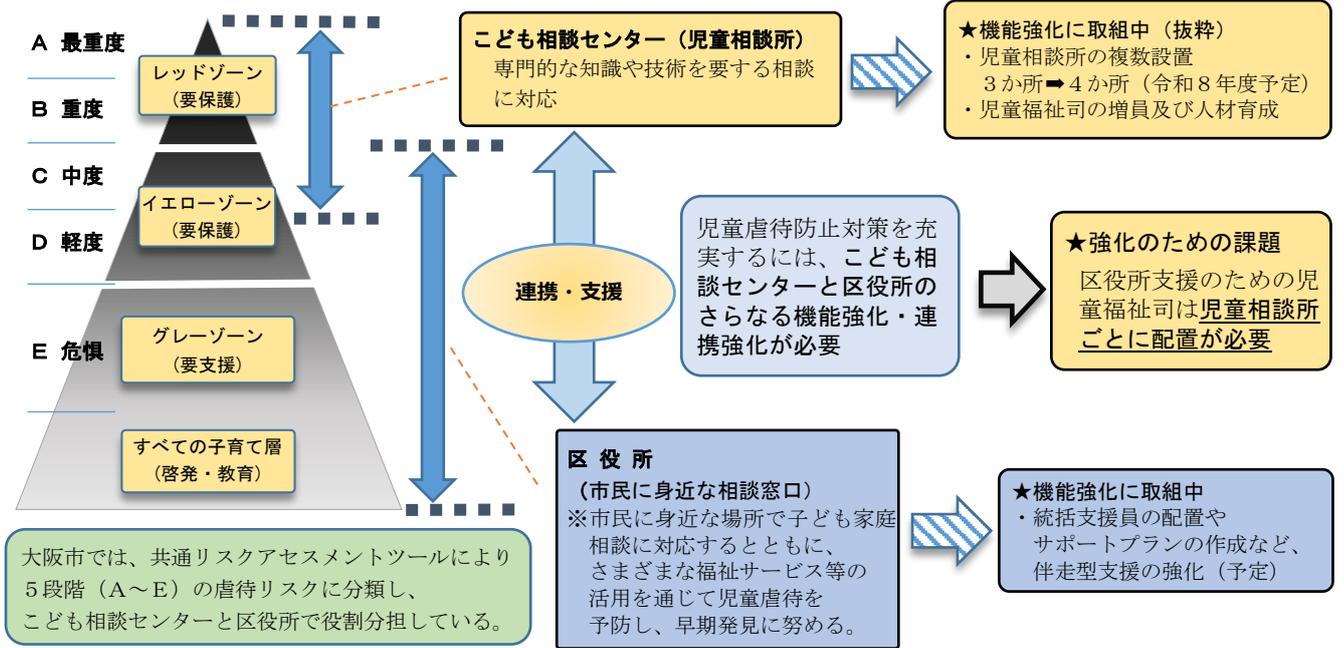
○ こども相談センターにおける児童虐待相談受付件数の推移

担当：こども青少年局
(速報値)



※平成29年度の相談受付件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

○子育て支援・児童虐待対応体制



○家庭支援事業の利用者負担

・国制度の子育て世帯訪問支援事業利用者負担額（1h）

生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
市民税所得割額未済世帯	600円
その他世帯	1,500円

国制度の課題

利用者負担を求めると福祉サービスの利用に消極的な世帯の支援に繋がらず課題解決ができない

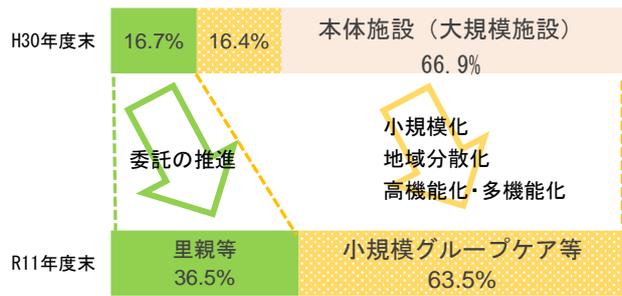
あるべき姿

福祉サービスの利用に消極的な世帯に支援を行い、虐待を未然防止するためには、**要保護家庭等の利用者負担の撤廃が必要**

※本市は令和5年10月より利用者負担なしで実施（予定）

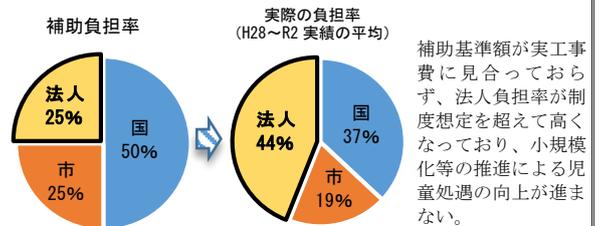
○施設の小規模かつ地域分散化

- ・国における「家庭養育優先原則」の徹底を踏まえ、令和2年度に大阪市社会的養育推進計画を策定
- ・里親委託とともに、施設の小規模化等を推進



～施設の小規模かつ地域分散化等の課題～

・施設整備の促進（補助基準額の引上げが必要）

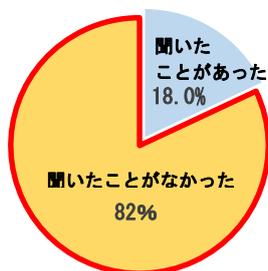


・施設職員の確保（職員の給与改善や保育所等に配置される保育士と同程度の人材確保対策が必要）

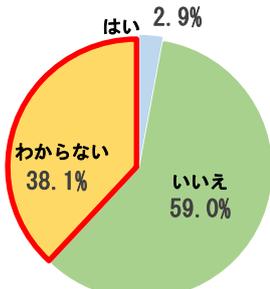
○大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査結果〈概要〉【令和4年7月公表】

➡ ヤングケアラー存在割合：**9.1%**、有効回答数：45,268人〔有効回答率：87.2%〕

「ヤングケアラー」という言葉が以前に聞いたことがありましたか



あなたは、自分を「ヤングケアラー」だと思いますか



・ケアの頻度

	週1日	週2, 3日	週4, 5日	毎日
(n=3,978)	8.7%	13.2%	12.7%	37.2%

・ケアの時間

	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上
学校がない日 (n=3,890)	17.0%	8.6%	5.1%	8.6%
学校がある日 (n=3,792)	11.2%	4.3%	2.3%	2.2%

★負荷が大きいヤングケアラーが一定数存在する。

・ほぼ毎日ケアをしているケースは約5割

・学校がない日のケアが8時間以上の者は約1割